一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
事務局

生産性向上設備投資促進税制における証明書の発行に関しての Q&A 集

	質問	回答
1	「申請する新規モデルが、まったくの新製品（旧製品がない）の場合」はチェックリストの書き方や添付文書はどのようにすればよいでしょうか。	欄内に「比較すべき旧モデルなし」とご記載ください。 社内に同じ系統ではなくても、少しでも類似するような製品があればそちらと比較してください。この扱いをするのは、突然 3D プリンター製造を始めたなど、本当に全く新しい場合のみになる点をご留意ください。（他のものと比較できたにも関わらず、安易に新製品とした場合は、税務署で否認されるリスクがあります。）
2	新たに導入した機械設備と比較する旧設備（機種）がない場合、生産性向上の率は 100%と書いて問題ありませんか？	生産性向上 100%は旧設備からの生産性が 2 倍になった際に記載できる表現ですので、この場合は空白にして、証明者チェック欄に旧設備無し、と記載してください。
3	機械設備の導入は、どのような場所にどのような目的で設置したのかをチェックリストにキチンと記入する必要がありますか？	「設備の用途又は目的」の記載内容が減税の対象になるか否かの判断材料のひとつになりますので、できるだけ分かりやすく簡潔に記入してください。
4	経済産業省のホームページに掲載されている「概要資料」の P11 には、中小企業等に対する上乗せ措置：対象設備の取得額要件として、一定のデジタル複合機には上乗せ措置（A 要件）は適用なしと記載されています。 証明書発行を必要とする A 要件ではデジタル複合機は事業の用に供する機械装置として導入しても、適用なしの為証明書発行自体が無いと考えて宜しいのでしょうか。 （経産省　該当資料） http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai140120.pdf	経済産業省の資料におけるデジタル複合機は機械装置としてではなく、器具備品として資産計上されるデジタル複合機について言及をしております。そのため、機械装置として導入された場合は減税措置の対象となり、証明書の発行を受けることが可能です。
5	サーバー付きのデジタル印刷機は、本体と一体の機械装置とみなして申請すればよいでしょうか。	設備ユーザ（お客様）が導入されたサーバー付きのデジタル印刷機を、一体として資産計上された場合は、証明書は 1 枚となりますが、本体とサーバーを別々に管理する場合は、それぞれ証明書を取得する必要があります。
6	「事務用器具備品」（対象外）と「事業の用に供する機械装置」（対象）の区分けはなんでし	目安は、「収益獲得に直接寄与する」ものは「事業の用に供する機械装置」に該当します。

	ょうか。	・対象となる例：印刷サービス、店頭販促 POP 印刷、デザインカンプ印刷・コピー、製品説明資料の印刷・コピー等。 ・対象とならない例：人事/総務等の管理部門での印刷・コピー使用等、従業員のための使途、社内帳票、社内報の印刷・コピー等は「事務用器具備品」用途。
7	手数料の支払いを、一括して月末締めの翌月末払いにできないでしょうか。 請求書は、月単位でまとめられないでしょうか。	当協会では、毎月 20 日締めの翌月末払いとしています。 月末に前月 21 日～当月 20 日までの証明書発行分を一括して請求書を送付致します。
8	「生産性が年平均 1%以上向上していること」の要件として「TEC 値」は生産性向上の指標として該当するでしょうか？	TEC 値も、生産性向上の指標となります。
9	リース物件を申請するのに、機械装置の取得金額はいくらで申請したらよいのでしょうか？ お客様は、リースする総金額しか分からないのですが、これを最低取得価額としてよいのでしょうか？	今回の税制は、設備ユーザーが、導入する設備を資産計上することが前提となっています。 設備ユーザーが、リース物件を資産計上する場合（ファイナンスリース）は、税法の一般的なファイナンスリースにおける資産計上のやり方を適用し、取得価格を算出してください。 （参考：一般的な取得価格の計算方法は、下記の国税庁の HP リース資産の取得価額、を参照ください。） http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/07/07_06_01_2.htm また、資産計上されないオペレーションリースに関しては、今回の税制の対象外となります。
10	POS は申請対象となりますでしょうか。	「器具備品」として資産計上すべきものであれば対象外であり、「機械装置」や「ソフトウエア」として資産計上すべきものであれば対象になり得ます。 「機械装置」だと対象になる可能性もあり得ますが、資産計上する際の分類の判断は税務署の所管業務ですのでご確認ください。
11	事前に機械設備を、証明書発行申請登録しておく事ができるのでしょうか？ 証明書発行申請する度に審査を受ける必要があるのでしょうか？	機械設備の事前登録は可能です。 事前登録された機械設備であれば、次回の審査は不要となります。
12	本体価格 160 万円を 140 万に値引き後、オプション・設置費用・年間保守などを含み 160 万を超えました。 この場合、申請できるのでしょうか？	取得した際の本体価格としていくら資産計上されるのかということになります。設置費用は通常資産計上されますが、年間保守などは費用として計上される場合もありますので、導入者への確認が必要と

		なります。資産計上される額が最低価格（機械・装置であれば 160 万円）を越えると今回の税制の対象となり得ます。
13	申請は一括購入のみで、その他の購入方法では申請できないのでしょうか？	資産計上がなされる購入の場合は、本制度の申請の対象となります。一括購入の場合のみではありません。
14	申請は購入後・資産計上後の何か月以内になりますでしょうか？	事業の用に供した年度における確定申告を行う際に証明書を税務署に提出しますので、それまでに証明書の発行申請をしてください。 （しかし、平成 25 年度の 1 月 20 日から 3 月 31 日に事業の用に供したものは、平成 26 年度の確定申告の際に証明書を提出してください。）
15	OEM 製品はどちらが対応するのでしょうか？OEM 先の製造元ですか？OEM の取扱い会社ですか？	OEM 製品に関しては、OEM の取り扱い会社が製造事業者等に該当します。
16	生産性向上の対象として、企業内印刷での活用でもいいのでしょうか？	社内業務用途は対象外となっています。
17	他社製品から自社製品に入れ替えた場合、自社で他社製品との生産性の比較をして申請するのでしょうか？	他社製品との比較をするのではなく、自社製品で導入する機種と、その機種の一代前モデルとの比較をしてください。
18	数年前の機械からの入替え対応は、入れ替える機械と比較して宜しいでしょうか？	入れ替える機械と、その機械の一代前モデルとの比較をしてください。
19	このたびの促進税制の対象となる機械は、発売後何年以内という制限はあるのでしょうか？	証明書を取得する年度から起算して、一定期間（機械装置：10 年、工具：4 年、器具備品：6 年並びに建物及び建物付属設備：14 年）以内に販売が開始されたもの、となっております。 従って、当協会が管轄する「印刷業または印刷関連業用設備」は、10 年以内に販売が開始されたものが対象となりますが、かつその機種の販売以降、同種同用途のモデルがあたらしく販売されていないこと、という制限があります。
20	申請から証明書発行までの時間は、どの程度になりますか？	申請書類が届いた日から数日以内に発行いたします。但し、返信用封筒を同封してください。 ホームページで案内済。（ 返信用封筒に、切手貼付の上、宛先を記載し同封してください。 ）
21	申請会社は、ドキュメントマネージメントシステム部会として、JBMIA で活動しています。JBMIA がサーバー・ソフトウェアに関する証明書発行団体とはなり得ないのでしょうか？	基本的には難しいと考えていただければと存じます。 各設備における、証明書発行工業会等は以下ＵＲＬの申請先として厳格に定められており、JBMIA はサ

	(2014/6/19)	ーバー・ソフトウェアの申請先に登録されておりません。 ＜工業会等リスト＞ http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/list.pdf １ページ目右上にあるように、証明書発行工業会等の登録は既に締め切られていますますので、あくまで JBMIA が登録されている７.印刷業又は印刷関連業用設備のみ承認することになります。 今後は JBMIA がサーバー・ソフトウェアに関しても、後日どこかのタイミングで、証明書発行ができるよう登録できるか否かについては、同時並行的に確認をさせていただきます。
22		